

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現行保険法上、保険会社は、保険契約の移転を行う場合には、移転対象契約者の保護の観点から、当該契約移転に異議がある移転対象契約者は異議を述べることができる旨その他移転会社及び移転先会社のソルベンシーマージン比率等について公告を行うとともに、当該移転対象契約者に個別通知を行う事が求められているところ。

しかし、共同保険の場合における契約移転を行う場合においては、

- ① 移転対象会社が幹事社でない場合は、移転対象契約者のデータを保有していないため通知を行うことは困難である
- ② 収入保険料に比して多数の移転対象契約者に通知を行うことは非効率的であるとの指摘がされているところ。

したがって、一定の要件を満たす共同保険については、個別通知を不要とするところとし、保険会社の業務の効率化を図る必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第 137 条、第 140 条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

共同保険が、それぞれの保険会社が分担割合ごとに保険契約者と個別契約する形式を取っているものの、実態として、契約者からは個々の保険契約が一体として理解され、幹事保険会社 1 社と契約しているものと捉えられている。

以上を踏まえ、移転対象会社の共同保険全体における持ち分の占める割合が小さい場合等一定の要件を満たす場合については、当該移転が共同保険契約全体に与え

る影響が小さく、保険契約者の利益に与える影響も限定的であることから、個別通知を要しないこととする。

5. 想定される代替案

(1) 代替案

保険契約の移転に際して、移転対象契約者に対する個別通知を全て不要とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

一定の要件を満たす共同保険の移転に係る個別通知を不要とすることから、当該個別通知に係る費用が減少する。

② 代替案

個別通知に係る費用が減少する。

(2) 行政費用

① 本案

特段の費用の発生はない。

② 代替案

特段の費用の発生はない。

(3) その他の社会的費用

① 本案

保険会社から移転対象契約の契約者に対して十分な情報提供が行われなかったことにより、当該契約者が移転について適切な判断を行うことができず、当該契約者の意図しない移転が行われ、保険契約者の保護に欠けるおそれがある、といった社会的費用は、個別通知を不要とする保険契約を一定の要件を満たす共同保険に限定しているため、ほぼ発生しない。

② 代替案

保険会社より、移転対象契約の契約者に対して十分な情報提供が行われなかったことから、当該契約者が移転について適切な判断を行うことができず、当該契約者の意図しない移転が行われ、保険契約者の保護に欠けるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

一定の要件を満たす共同保険の契約移転について個別通知を不要とすることに

より業務の効率化が図られるほか、ひいては、保険契約者に対するサービスの向上等も期待できる。

② 代替案

本案と同等の便益が発生する。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、個別通知を不要とする保険契約を一定の要件を満たす共同保険に限定していることから、社会的費用はほぼ発生せず、また、今般の改正により共同保険を取り扱う非幹事保険会社において業務の効率化が見込まれるほか、ひいては、保険契約者に対するサービスの向上等も期待できることから、本案による改正は適当といえる。

（2）代替案との比較

代替案は本案と比較し、遵守費用及び行政費用が下回るが、保険契約者の保護を図るための措置が講じられないまま保険契約が移転されることから、保険契約者の保護が図られないおそれがあり、このような社会的費用の発生は、看過することはできない。

したがって、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

「保険業法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

特になし。